

外来医療計画とは

- 平成30年の医療法一部改正に伴い、国が全国ベースで統一的・客観的に比較・評価した「外来医師偏在指標」を用いて、外来医師多数区域を設定し、外来医療に係る医療提供体制確保の方策を定める計画

(外来医師偏在指標) 国が全国の二次保健医療圏ごとに算定した、診療所医師の偏在等を示す指標
(計画期間) 令和2年度から令和5年度までの4年間(以降は、3年ごとに見直し。)

計画策定の考え方

国の考え方

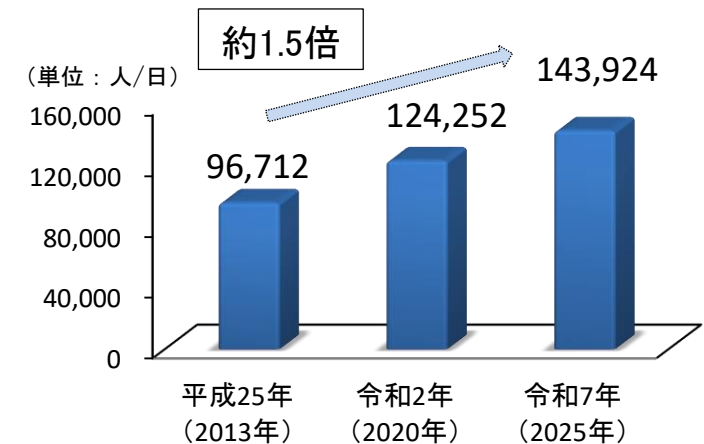
地域で中心的に外来医療を担う無床診療所が都市部に集中するなどの偏在を是正することが必要

▶ 外来医師多数区域において診療所を新規開設しようとする者に対し行動変容を求める。

東京の外来医療の特徴

- 23区、北多摩南部、島しょの二次保健医療圏が外来医師多数区域
- 都内の病院数はほぼ横ばい、一般診療所数は年々増加
- 診療所における診療科の専門分化が進展
- 大学病院本院や特定機能病院が高度な外来医療を提供
- 発達した交通網により、都内全域や都外から多くの患者が都内の病院・診療所の外来を受診
- 都内の病院全体の7割を占める200床未満の病院も地域の外来医療を担っている。
- 高齢化の進展により、都内全域での訪問診療の必要量が、2025年には2013年比で約1.5倍となるなど、医療需要の変化が予想される。

訪問診療の必要量の年次推移(推計)



計画のポイント

- 全ての二次保健医療圏を対象に、新規開設者のみならず全ての診療所の医師に行動変容を求める。
- 病院・診療所の外来医療全般について、ICTを活用した医療連携の取組等とも連動した都独自の外来医療の方向性を示す。
- 在宅医療に加え、総合診療機能やかかりつけ医機能といった地域包括ケアシステムの実現に向けて必要となる外来医療機能について重点的に記載

東京の外来医療の方向性

「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指した外来医療の方向性

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展

○高度な外来医療機能の充実

全国から集まる症例を基に、希少がんや難病などに対する高度な外来医療を提供

○拠点病院の機能を生かした医療連携の推進

拠点病院において、専門的な外来医療を受けた後も、患者が住み慣れた地域等で治療を継続できるような医療連携体制を強化

○適切な受療行動を促す情報提供

特定機能病院等及び拠点病院の病状に応じた通院の在り方について患者に情報提供

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

○ICTを活用した連携

東京総合医療ネットワークや東京都多職種連携ポータルサイト（仮称）による連携促進

○病院と診療所の連携による総合診療機能の充実

病院と診療所は連携し、複数の疾患や合併症の診療を行う総合診療機能を充実

○重点的に取り組む課題

救急医療、災害医療、外国人患者への医療提供体制など重点的に取り組むべき外来医療の課題について、必要な支援、取組を実施

III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

○ICTを活用した連携

医療・介護関係者が患者情報を共有し、円滑な連携を促進

○都民への普及啓発

かかりつけ医の重要性や救急医療機関等に対する都民の適切な受療行動を普及啓発

○かかりつけ医機能の充実

専門的な診療に加えて、幅広い視野で様々な疾患等に対応する機能を充実

○看取りまでの支援

住み慣れた暮らしの場など、患者が望む場所での看取りを行うことができるよう支援

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

○高度医療、総合診療機能、在宅療養を担う人材の確保・育成

- 東京の外来医療の特徴を生かしながら、将来の医療需要の変化を見据えた外来医療提供体制を構築し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指す。

東京都外来医療計画の構成

第1部

第1章 外来医療計画とは

- 1 はじめに
- 2 計画の構成（記載事項）
- 3 策定プロセス
- 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

第2章 東京の外来医療

- 1 東京の保健医療をめぐる現状
- 2 東京の外来医療の状況
- 3 外来医療の偏在
- 4 医療機器の共同利用

第3章 二次保健医療圏ごとの状況

- 1 対象区域及び協議の場の設定
- 2 地域で不足する外来医療機能
- 3 医療機器の共同利用方針
- 4 圏域ごとの状況

第4章 協議の場の設置と運営

- 1 地域医療への協力の意向確認
- 2 協議の場（地域医療構想調整会議）における協議

第2部

第1章 「東京の将来の医療 ～グランドデザイン～」 の実現を目指した外来医療の方向性

- 1 東京の将来の医療～グランドデザイン～
- 2 東京独自の外来医療の方向性

「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた4つの基本目標ごとに外来医療の方向性を提示

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

第2章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進主体の役割
- 2 計画策定後の継続的な取組

医師確保計画とは

- 平成30年の医療法一部改正に伴い、国が全国ベースで統一的・客観的に比較・評価した「医師偏在指標」を用いて、医師多数区域・医師少数区域を設定し、地域における医師確保の方策を定める計画

(医師偏在指標) 国が都道府県、全国の二次保健医療圏ごとに算定した、医師の偏在・不足等を示す指標

(計画期間) 令和2年度から令和5年度までの4年間(以降は、3年ごとに見直し。)

計画策定の考え方

国の考え方

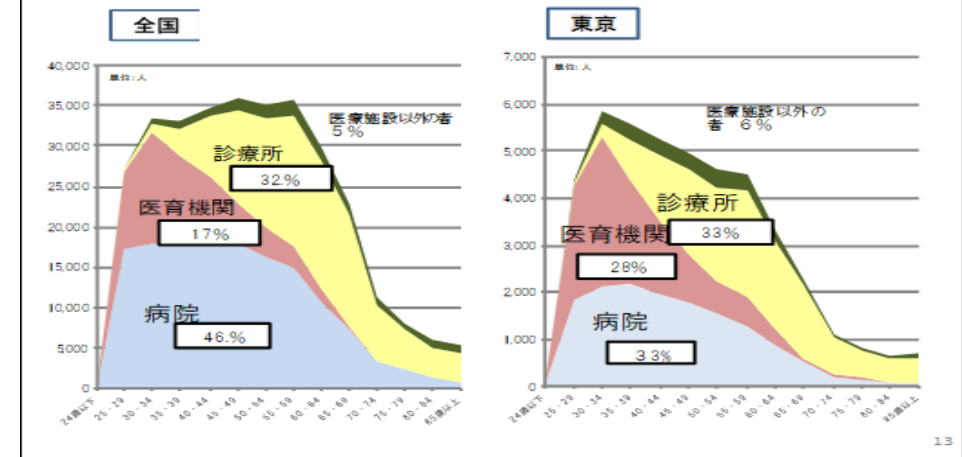
都道府県間及び二次保健医療圏間の医師の地域偏在を是正することが必要

▶ 都道府県は、医師少数区域における医師確保のために必要な施策を検討

東京の医師の状況

- 医師少数区域の二次保健医療圏(西多摩、南多摩、島しょ)があるものの都全体では医師多数区域
- 医師数は、医学部の定員増などにより、年々増加
- 女性医師の割合が都は3割(全国は2割)
- 若い医師が多く、平均年齢が男性48.8歳、女性42.7歳
- 全国に比べ病院で働く医師の割合が低く、医育機関で働く医師の割合が高い。
- 全国の医師数は60歳代まで伸び続ける一方、都は30歳代をピークに減少
- 高齢化の進展により、都内全域での訪問診療の必要量が、2025年には2013年比で約1.5倍となるなど、医療需要の変化が予想される。

従事場所別の医師数(全国・東京都)



計画のポイント

- 大学病院等は、全国で活躍する研修医・医師を今後とも育成
- 医師少数区域のみならず都全域を対象に、ICTを活用した医療連携の取組等とも連動した都独自の医師確保の方向性を示す。
- 総合診療機能やかかりつけ医機能といった地域包括ケアシステムの実現に向けて必要となる医師確保策について重点的に記載

東京の医師確保の方向性

「東京の将来の医療～グランドデザイン～」の実現を目指した医師確保の方向性

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展

○専攻医の確保・育成

都内医療機関が、都内だけでなく全国で活躍する医師を育成し、派遣機能を充実

○総合診療専門医の育成

○医療人材のキャリアアップ支援

卒後教育や、出産等で一時的に現場を離れた医師・看護師等のニーズに応じた教育体制を整備

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

○重点的に取り組む政策に必要な医療人材の確保・育成

救急医療、小児医療、周産期医療、へき地医療、災害医療を担う医師等を確保・育成

III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

○かかりつけ医の確保・育成

専門とする診療に加えて、幅広い視野で様々な疾患等に対応する機能を充実

○地域で健康づくりや疾病予防を支える医師の育成

学校保健、産業保健等の公衆衛生に係る活動を通じて、地域の住民や就労者の健康づくり、フレイル予防や疾病予防等を支援

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

○働き方改革への対応

医療従事者の働きやすい環境を整備し、医師の長時間労働を改善

○医学生の育成

卒前からの地域医療に関する教育の充実

○都民への普及啓発

都民が各医療機関の役割を理解し、適切な受療行動を取れるよう普及啓発

- 東京ならではの「強み」を生かした医療提供体制を構築できるよう、予防から治療、在宅療養に至るまでの各段階に必要な医療人材を確保し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指す。

東京都医師確保計画の構成

第1部

第1章 医師確保計画とは

- 1 はじめに
- 2 計画の構成（記載事項）
- 3 策定プロセス
- 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

第2章 東京の医療の状況

- 1 東京の特性
- 2 東京の医師の状況
- 3 医師偏在指標と医師少数区域と
医師多数区域の設定
- 4 二次保健医療圏別の状況

第3章 医師確保の方針

- 1 医師偏在指標に基づく医師確保
- 2 確保すべき目標医師数の設定
- 3 目標達成に向けた施策

第4章 産科・小児科における医師確保計画

- 1 周産期医療
- 2 小児医療

○ 国のガイドラインでは、産科・小児科の医師確保計画を個別に策定することとしているが、都は、東京都保健医療計画と整合性を保つため、周産期医療を担う医師、小児科医師の確保計画とする。

第5章 計画の効果の測定・評価

第2部

第1章 「東京の将来の医療 ～グランドデザイン～」 の実現を目指した医師確保の方向性

- 1 東京の将来の医療～グランドデザイン～
- 2 東京独自の医師確保の方向性

「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた4つの基本目標ごとに医師確保の方向性を提示

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成